

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 16 年 1 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局が平成 15 年 12 月 10 日付け再弁明書で引用している『過去の事例等を基に比較検討した結果』との事実を、具体的に記述している文書（当該過去の事例に当たる記録を含む。）のすべてを記録した文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 16 年 1 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 26 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 16 年 1 月 21 日付け東広建竹第 309 号による行政文書不存在通知書は、開示請求書に記載したとおり、竹原支局が作成した「弁明書」の記述において、「過去の事例等を基に比較検討した結果」ということを明記しているにもかかわらず、具体的に証明する文書が全くない旨の回答であるが、弁明書に虚偽内容を明記することは考えられないことから、当該文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書のすべてを速やかに開示するよう要求する。
- (3) 「過去の事例等を基に比較検討した結果」ということが真実であれば、「自動車交通不能」と指定されている「竹原市道峠郷線」を安全に通行できるか否かについて、

まさに、過去の事例等を真剣に比較検討したはずであり、当該検討の記録は当然に文書として記録されてしかるべきものであると考えるのが至当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求で言及されている平成15年12月10日付け再弁明書（以下「再弁明書」という。）とは、次の経緯により東広島地域事務所長（竹原支局）が作成した文書である。

平成15年4月22日付けで本件異議申立人の関係者から竹原支局に対し、竹原市内の砂防指定地内普通河川（以下「砂防河川」という。）「郷川」に係る橋梁設置許可申請書が提出されたが、同年7月7日付け東広建竹第19号により竹原支局は不許可処分を行った。

この処分を不服として、本件異議申立人から広島県知事に対して平成15年7月15日付けで当該申請者の代理人として審査請求があり、その審査のために審査庁である広島県知事から処分庁である東広島地域事務所長に対し弁明を求められ、平成15年9月12日付け東広建竹第51号により弁明書を提出した。

この弁明書に対する異議申立人からの反論書が平成15年10月21日付けで提出され、これに対する再弁明書を同年12月10日付け東広建竹第236号により審査庁である広島県知事に提出した。

- 2 再弁明書において記述している「過去の事例等を基に比較検討した」の趣旨は、竹原支局管内において過去に砂防河川への橋梁設置許可申請を許可した事例について、申請書によりその申請許可が必要やむを得なかった具体的な事情（他に進入路なし、既設橋の改修、施設内の通路等）を検証したということである。

過去の事例等を基に比較検討する場合、比較対照表等を作成して検討する方法と担当者が他の橋梁設置許可申請に係る起案を閲覧して具体的な事情を比較検討する方法がある。

本件許可申請については、担当者が他の起案の内容を閲覧して比較検討したにとどまり、文書の作成はしていなかった。

再弁明書の起案を確認したところでも、どの事案について比較検討したなどといった検証に係る具体的な記述はされておらず、再弁明書の作成に当たって、当該起案以外に文書を作る必要もないため、検証について具体的に記録した文書は保有していない。

以上のことから、条例第2条第2項に規定する行政文書として、異議申立人の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、過去の事例等を基に比較検討した結果との事実を、具体的に記述している文書の開示を求めたものであり、実施機関はこれを作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は『過去の事例等を基に比較検討した結果』ということが真実であれば、『自動車交通不能』と指定されている『竹原市道峠郷線』を安全に通行できるか否かについて、まさに、過去の事例等を真剣に比較検討したはずであり、当該検討の記録は当然に文書として記録されてしかるべきものである」と主張している。

これに対し実施機関は、「過去の事例等を基に比較検討する場合、比較対照表等を作成して検討する方法と担当者が他の橋梁設置許可申請に係る起案を閲覧して具体的な事情を比較検討する方法がある。」、「担当者が他の起案の内容を閲覧して比較検討したにとどまり、文書の作成はしていなかった。」などと説明している。

比較対照表等については、例えば図面等による比較の必要性がある事例など、その作成がなじまない場合などが想定できる。また、比較対照表等を作成していない場合、決裁の過程で疑義が生じた際には、担当者が口頭で説明することも事務手続上、十分に考えられる。

このことから、「担当者が他の起案の内容を閲覧して比較検討したにとどまり、文書の作成はしていなかった。」とする実施機関の説明に不自然さはない。

また、当審査会で「審査請求書に係る再弁明書について」の決裁文書（平成 15 年 12 月 8 日起案，平成 15 年 12 月 10 日決裁）を見分したところ，案の要旨及び根拠規程の記載と再弁明書の案が添付されているのみで，「竹原支局が平成 15 年 12 月 10 日付け再弁明書で引用している『過去の事例等を基に比例検討した結果』」に関する具体的な記録（当該過去の事例に当たる記録を含む。）は見当たらなかった。

以上のことから，本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく，実施機関が本件対象文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 3. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 4. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 6. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 7. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 9. 27 (平成 25 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 10. 24 (平成 25 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授